

看護師による特定行為及び特定行為研修の包括同意についてのご案内

看護師による特定行為の包括同意についてのご案内

医師が作成した手順書に基づいて、看護師が行う「診療の補助」行為であり、厚生労働省は38行為を定めています。この行為は特定行為研修を修了し、専門的な知識・技術を身につけた看護師だけが、実施可能な診療の補助行為であり、この看護師を特定行為看護師といいます。特定看護師が特定行為を実施するメリットは、逐一医師の指示を受けることなく、看護師が医療チームの一員として、患者さんの状態に応じ、タイムリーかつ迅速に適切な医療を提供することにあります。

特定行為の実施について

当院では、この研修を修了し、更に病院から実施することの承認を受けた特定行為看護師が、22行為の特定行為を実施しています。

栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	脱水症状に対する輸液による補正
	持続点滴中の高カロリー輸液量の調整
感染に係る薬剤投与関連	感染兆候がある者に対する薬剤の臨時投与
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	インスリンの投与量の調整
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	経ロ気管用のチューブの位置の調整
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	侵襲的陽圧換気の設定の変更
	非侵襲的陽圧換気の設定の変更
	人工呼吸器からの離脱
	人工呼吸管理がされている者に対する鎮静薬の投与量の調整
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	気管カニューレの交換
ろう孔管理関連	胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
循環器関連	一時ペースメーカーの操作及び管理
栄養に係るカテーテル管理関連	中心静脈カテーテルの抜去
創傷管理関連	褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
動脈血液ガス分析関連	直接動脈穿刺法による採血
	橈骨動脈ラインの確保
術後疼痛管理	硬膜外カテーテルによる鎮静薬の投与量の調整
循環動態に係る薬剤投与関連	持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整
	持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整
	持続点滴中の降圧剤の投与量の調整
	持続点滴中の利尿剤の投与量の調整
	持続点滴中の糖質又は電解質輸液の投与量の調整

特定行為実施に対する同意について

患者さんには、特定行為看護師が特定行為実施前に十分な説明をおこない、同意を得られた患者さんのみに特定行為を行います。また当院は研修施設でもあるので、特定行為看護師になるために研修をしている実習生が、患者さんの安全を確保するとともに指導医師の助言や指導を受けて特定行為を行います。説明に同意した後でも、同意を撤回することができます。また、拒否や撤回したことを理由に治療および看護上の不利益を被ることはありません。患者さんの個人情報に関しては、適切に管理いたします。特定行為の実践に関して、ご質問・ご意見やご相談がございましたら、主治医や看護師、お近くの職員へ、お気軽にお尋ねください。また医事課「患者相談窓口」においても、対応しております。ご理解とご協力をお願い致します。